

# ガス系消火設備等の点検基準の改正 容器弁の安全性に係る点検

平成25年11月26日付 消防庁告示第19号  
機器点検の新しい点検項目に、「容器弁の安全性」が  
設けられました。

消防設備機器の点検は、  
(一社)日本消火装置工業会の会員会社へ



いつも万全の体制を！



(一社) 日本消火装置工業会

電 話：03-5404-2181 (代表)

E-mail : shou-sou@shosoko.or.jp

FAX : 03-5404-7371

URL : <http://www.shosoko.or.jp>

お問合せ先



一般社団法人 日本消火装置工業会  
*Japan fire Extinguishing Systems Manufacturers Association, General Incorporated Association*

# 「容器弁の安全性」の点検が告示化されました



経年劣化による、誤放出や不作動を防止するために、容器弁及び安全装置は、設置後一定の年限以内に安全性に係る機器点検を実施する必要があります。

お客様各位

日消装発第25-32号  
平成26年1月  
一般社団法人 日本消火装置工業会

## ガス系消火設備等の安全性に係る点検の告示化について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より消防設備機器の設置維持管理に特段のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ガス系消火設備等の容器弁の安全性に係る点検につきましては、平成21年3月31日付 消防予第132号「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について」により「設置後15年を経過したもの、及び当該点検の実施後15年を経過したものについては、20年までに当該点検を行うこと」とされ、この通知による運用が実施されてきました。

このたび、消防庁では、安全性に係る点検の実施率が低いこと等を踏まえ、点検の実効性の向上を図るべく、点検基準の告示化が検討され、平成25年11月26日付 消防庁告示第19号「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件(昭和50年消防庁告示第14号)の一部を改正する件」が公布されました。

この点検基準において、「二酸化炭素を消火剤として用いるものにあっては点検期限を25年、それ以外のもの(二酸化炭素を消火剤として用いるもの以外のもの、ハロゲン化物消火設備等)にあっては点検期限を30年」と規定され、安全性に係る点検項目を新たに規定されるとともに点検票について所要の規定の整備が行われ、平成25年11月26日から施行されました。

なお、点検基準では点検期限(終期)のみが規定されていますが、点検の開始時期については、消防庁から別途、次の見解が示されています。

「改正後の点検基準は点検の終期について規定したものであることから、消火剤貯蔵容器の設置環境や各メーカーにおける推奨交換期限等を踏まえ、設置後15年程度の時期を目安に順次点検を始めるなど、点検基準に規定する年限内に全数完了するよう計画的に点検を実施することが望ましい。」

(一社)日本消火装置工業会では、設備の安全性を鑑み「容器弁の交換推奨年数を18年から20年」としており、点検期限までに計画的に点検を実施していただくため、「設置後あるいは点検後15年を経過した容器弁等から順次、点検又は新品の容器弁への更新」を推奨しております。

容器弁の経年劣化や腐食による誤放出・不作動等による重大な事故を未然に防止し、お客様の安全・安心を確保していただくため計画的な点検の実施に、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

謹白

## 「容器弁の安全性」に関する機器点検

# Q&A



### Q1 「安全性に係る点検」の点検対象は?

A 「不活性ガス消火設備」、「ハロゲン化物消火設備」、「粉末消火設備」、「パッケージ型消火設備」及び「パッケージ型自動消火設備」の貯蔵容器、加圧用ガス容器及び起動用ガス容器の容器弁ならびに容器弁に設けられた安全装置が対象となります。

### Q2 いつまでに点検をすれば良いの?

A 二酸化炭素を消火剤として用いるものにあっては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後25年を経過するまでの間に、前記以外のものにあっては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に全ての点検を終えなければなりませんので、事前に計画的に製造年の古いものから抽出して点検していく必要があります。

### Q3 既に点検期限を過ぎた容器弁は、どうすれば良い?

A 既に点検期限を経過した容器弁やすぐに点検期限を迎える容器弁は、次の通り経過措置が定められていますので、期限までに計画的に実施して下さい。  
①二酸化炭素を消火剤として用いるもので、  
●昭和52年3月31日以前に設置されたもの  
…平成28年3月31日まで  
●昭和52年4月1日から平成5年3月31日までの間に設置されたもの  
…平成30年3月31日まで  
②上記以外のもので、  
●昭和63年3月31日以前に設置されたもの  
…平成30年3月31日まで

### Q4 どのような点検をするの?

A 「不活性ガス消火設備の点検基準」等に従つて、①外観 ②構造、形状及び寸法 ③耐圧性能 ④気密性能 ⑤安全装置の作動 ⑥表示の点検を行います。容器を工場に持ち帰って、ガスを抜き取り、容器弁を取り外して点検します。この間、同仕様の代替容器を設置して当該設備を正常に継続・維持することになります。

一般社団法人日本消火装置工業会のホームページにQ&Aを掲示しています。 <http://www.shosoko.or.jp/pp/index.html>

### Q5 点検で不合格になった場合は?

A 点検で不合格になった容器弁は、新品の容器弁に更新する必要があります。

### Q6 点検ではなく更新することはできるの?

A 更新することはできます。更新した場合は「容器弁の安全性」の点検は必要ありません。劣化の著しいものや当工業会が推奨する期間(18年~20年)を過ぎた容器弁は、点検ではなく、新品の容器弁に更新されることを推奨します。

### Q7 容器本体は点検するの?

A 容器本体は高圧ガス保安法の適用を受けます。ガスの再充てんを行う際に、前回の容器検査から一定年数(原則5年、製造年により3年)以上経過している場合は高圧ガス保安法に基づく容器の再検査(耐圧検査等)が必要です。

### Q8 点検に要する日数は?

A 点検には数週間程度必要です。なお、定期点検を継続契約されている場合は、代替容器を設置したままで、点検済容器を6ヶ月ごとに順次入れ替える方法もあります。

### Q9 点検済みの容器弁の表示は?

A 点検又は更新を行った容器弁には、各々「再」又は「新」のシールを貼付し、点検済みの旨を表示します。

### Q10 ガスの処理方法は?

A ハロン1301消火剤は回収してリサイクルハロンとして再利用します。温室効果ガスとして排出抑制の対象となっているHFC-23及びHFC-227eaは高温下での破壊処理又は回収リサイクルします。

### Q11 容器弁のメーカーがなくなっている場合は?

A 日本消火装置工業会にご相談ください。古くなつた容器弁を放置しておくと、経年劣化や腐食による誤放出や不作動の危険性があります。

より高い安全性を確保するため、15年を経過した容器弁は、順次、計画的な点検又は更新を推奨いたします。